



平成22年度黒島博物展示施設改修工事【再度公告】

入札公告【再度公告】

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月3日

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所

那覇自然環境事務所

所長 奥田 直久

1.競争入札に付する事項

(1)工事名

平成22年度黒島博物展示施設改修工事【再度公告】

(2)工事場所

沖縄県八重山郡竹富町 黒島

(3)工事内容

博物展示施設(建面積:165.87m²)の改修

(4)工事期限

契約の日から平成23年3月25日

(5)

本工事は提出資料及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札にシステムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(6)

入札金額については、工事に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2.競争参加資格

(1)

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)

環境省における建設工事に係る一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち「建築工事」において開札時まで「B、C又はD」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 沖縄県内に本社(店)、支社(店)又は営業所、事業所が存在すること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - [1] 一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士の資格を有する者であること
 - [2] 監理技術者にあつては、監理技術者資格証を有する者であること
- (6) 「工事請負契約等に係る指名停止措置要領について(平成13年1月6日環境会第9号)」に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札説明書の交付を受けている者。
- (9) 分任支出負担行為担当官が示す入札説明書の中の条件に該当する者であること。

3.入札手続等

- (1) 担当部局
〒900-0027 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4階
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所 総務課 相澤、迫越
電話:098-858-5824 FAX:098-858-5825
 - (2) 入札説明書の交付場所、期間及び方法等
 - [1] 交付場所
(1)に同じ。
 - [2] 交付期間
平成22年12月3日(金)から平成22年12月9日(木)
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分から17時15分(12時~13時は除く)
 - [3] 郵送による交付
-

郵送による交付も行うが、事前に担当部局へ連絡の上、390円分の切手を添付した角2(A4判用)返信封筒(宛先を記載すること。)を上記(1)の場所へ送付すること。なお、上記[2]の交付期間内に到達しなかった場合は、入札説明書の交付は行わない。

[4]

入札説明書交付の際には、2(2)の資格が確認できる資格審査結果通知書の(写)を提出すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

[1]提出期間

平成22年12月3日(金)から平成22年12月13日(月)
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く(毎日8時30分から17時15分(12時~13時は除く。))

[2]提出場所

上記3(1)に同じ

[3]提出方法

申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成22年12月16日(木)11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は下記の場所に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

場所：

〒900-0027 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4階
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所 会議室

開札は、平成22年12月16日(木)11時05分 上記場所において行う

4.その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

[1]入札保証金：

免除。

[2]契約保証金：

免除。ただし、公共工事履行保証証券による、保証(かし担保特約を付したものに限り)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負金額の10分の3以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否：

要

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、上記 2 (4) に掲げる資格を有する者を配置できないことが確認された場合、契約を結ばないことがある。

(7)

詳細は入札説明書による。
